令和５年 11 月１日

令和５年光が丘第一中学校臨時総会

光が丘第一中学校 PTA 規約の一部改正を以下のとおり提案する。

※網かけ部分は文言追加

≪第１号議案≫

５．委　員　各学年から、本部役員、校外委員、広報委員~~を選出し、学年学級委員は、各クラスから選出する。~~⇒、学年委員を選出することができる。

10. 専門委員会　本会は、~~学年学級委員会~~　⇒学年委員会、広報委員会、校外委員会を置くことができる。各委員会から委員長、副委員長を互選し、教職員を顧問に置き、必要に応じて委員会を開くことができる。

（１）~~学年学級委員会は、学年学級間~~の連絡を密に、活動の円滑化を図る。
⇒学年委員会は学年間

以下理由から学年学級委員を廃止し、学年委員とし、三委員会を【置く】から【置くことができる】へと改正する。

①現在クラス別の茶話会も開催されておらずクラス単位で委員を選出する必要性がなく、また学年末に校外委員及び広報委員を選出し、クラス替え後、新学期に学年学級委員を選出することは、それぞれに多くの人員、時間、手間（手紙の作成、印刷配布、回収）が必要であり、その軽減策として三委員会委員を同時に募集するため。

≪第２号議案≫

８．本部役員会　本部役員会は、下記の役員により構成され、必要に応じて会を開くことができる。会長、副会長（うち１名は副校長)、書記、会計、会長に支障がある時は、副会長が代行を務める。また、会長選出されない場合は副会長複数名が会務を分担し運営する。

以下の理由から会長選出されない場合の対応を副会長複数名による会務の分担へと変更

①会長職は PTA 会務のほか、地域会合等に出席するなど多忙であり、仕事や家庭に支障きたしてしまう可能性もあり、選出が困難になっている現状をふまえ、選任されない場合も考慮し
現在の規約を改正し副会長複数名で会長職務を分担し、仕事や家庭の状況等を調整しあい、
互いの得意分野を生かしながら活動を進めることができる。

≪第３号議案≫

12. 会　費

（２）転入等で途中入会の場合は、月 100 円とし、月割で計算する。ただし上限は 1,000 円とする。

以下の理由から文言追加

①転入以外の途中入会はなく、現在の状況に適合させるために文言を追加。